

平成19年度第1回 行財政改革委員会市民部会 議事録

日 時 平成19年11月12日（月） 午後1時00分 ～ 午後3時05分

場 所 明治安田生命川崎ビル 2階 第2会議室

出席者 委員 加藤部会長、井上委員、後藤委員、徳田委員、殿村委員、前田委員、
山越委員

市 側 砂田副市長、曾禰総務局長、碓人事部長、村田財政部長、
木村行財政改革室長、三橋企画調整課主幹

事務局 木下行財政改革室主幹、石井行財政改革室主幹、唐仁原財政課主幹

- 議 題
- 1 委嘱状交付
 - 2 部会長選出
 - 3 これまでの行財政改革の取組について
 - 4 新・行財政改革プラン素案について
 - 5 今後の進め方について
 - 6 その他

公開及び非公開の別 公開

傍聴者 0名

議事

木下行財政改革室主幹

それでは、ただいまから、平成19年度第1回川崎市行財政改革委員会市民部会を開催させていただきますと存じます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、総務局行財政改革室の木下と申します。

どうぞよろしく願いいたします。

会議に先立ちまして、いくつかの事務連絡をさせていただきます。本日の委員会は公開とさせていただきます。

また、速記業者の方に議事録の作成を委託しておりまして、会場内に同席させていただいておりますので、あわせてご了承いただきたいと存じます。

次に、お手元にごございます資料の確認をさせていただきます。お手元にまず、本日の次第、席次表、委員の皆様のご五十音順名簿がございまして、さらに資料1「川崎市行財政改革委員会設置要綱」、資料2「川崎市の行財政改革の取組について」、資料3「川崎市職員配置状況と財政フレームについて」、資料4「新・行財政改革プランの概要」、資料5「今後の開催日程」、また、参考資料といたしまして、「川崎市行財政改革プラン」、「第2次川崎市行財政改革プラン」、「(仮称)新・行財政改革プラン素案」、「川崎再生フロンティアプラン概要版」の4冊の冊子と、「これまでの行財政改革の取組パンフレット」、「市政だより かわさき 特別号」がございまして、

資料の不備などがございましたら、お申し出いただければと存じます。よろしいでしょうか。

それでは、お手元の次第に従いまして進めさせていただきます。

議題1の委嘱状交付でございます。砂田副市長から委員の皆様にご委嘱状を交付させていただきます。お名前をお呼びいたしますので、その場でご起立いただきたいと存じます。

副市長、お願いいたします。

(委嘱状の交付)

井上早苗様。

加藤正巳様。

後藤雍正様。

田村精一様。

徳田憲彰様。

殿村陽子様。

前田政延様。

山越恭子様。

なお、田村精一様につきましては、本日所用のため、ご欠席のご連絡をいただいております。

次に、砂田副市長から皆様にごあいさつを申し上げます。

砂田副市長

それでは、行財政改革委員会の市民部会の開催にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本来なら、阿部市長が委嘱状を皆様にお渡しして、お願いするということをございますけれども、本日、八都県市の首脳会議というのをございまして、そちらへ出席しております関係で、私の方からお渡しいたしました。

皆様には、お忙しい中、委員にご就任いただきまして本当にありがとうございます。また、本日、非常に忙しい中、ご参加いただきまして、あわせてお礼を申し上げたいと存じます。

本市におきましては、お手元にもたくさん資料がございますけれども、平成14年度に第1次の行革プランを策定し、17年度には、第2次の行革プランを策定いたしまして、川崎市の本当に重要な柱になる課題ということで行革に取り組んでまいりました。今年度が第2次の最終年度という形になります。この間、市民の皆様、議会、多くの方々のご協力を得ながら進めてまいりました。

また、学識経験者の皆様、あるいは各界の代表の方々をメンバーにした行革委員会からも貴重なご意見をいただきまして、それらを参考にしながら、後ほどまたご説明があると思いますが、5年間で1,901人という職員の削減を初め、人事給与制度、あるいは組織等、さまざまな面で改革に取り組んでまいりました。

しかしながら、本市の財政状況は、まだまだ非常に厳しいという状況でございます。今後とも、急激な社会変化の中で、市民の皆さんが求めていらっしゃる質の高い行政サービスを、どのように効率的かつ多様に提供できるかという体制をつくり上げていく必要があると考えておりまして、現在、これもお手元に資料がございますが、本市の総合計画である「川崎再生フロンティアプラン」の新実行計画とともに、第3次という形になりますが、行革プラン策定に取り組んでいるということをございます。

そうした中、これまでの学識経験者の方々のご意見を中心にした行革委員会とは別に、実際に川崎で生活をされ、あるいは働いていらっしゃる皆さんの、市民の目線といいますか、市民生活の中で感じられたさまざまなご意見を行革の中に反映していくということが必要であろうということを考えておりまして、今回、新たに市民部会を設けさせていただきます

した。

この会議の中で、これまでの行革の取組状況等についても、ご説明させていただきますし、新たな「新・行革プランの素案」についてもご説明をさせていただきますけれども、ぜひ、委員の皆さんの忌憚のないご意見をいただければと思っております。

委員の皆さんには大変お忙しい中、3年間という長期間の委員就任ということで、さまざまな面をお願い、あるいはご苦勞をおかけすることになるかと思いますが、よろしくお願いたします。

非常に簡単ではございますけれども、市民部会開催にあたってのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

木下行財政改革室主幹

それでは、本日は第1回目でございますので、改めて委員の皆様と市側出席者を、総務局行財政改革室長の木村からご紹介いたします。

木村行財政改革室長

行財政改革室長をしております、木村と申します。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、初めに委員の皆様方を五十音順でございますが、ご紹介申し上げたいと思います。

初めに、川崎市地域女性連絡協議会会長の井上早苗委員でございます。

続きまして、市民公募の加藤正巳委員でございます。

同じく市民公募の後藤雍正委員でございます。

同じく市民公募の徳田憲彰委員でございます。

川崎市消費者の会副会長の殿村陽子委員でございます。

市民公募の前田政延委員でございます。

国際ソロプチミスト川崎会長の山越恭子委員でございます。

委員の皆様方については以上でございます。

次に、市側の出席者をご紹介いたします。

初めに、先ほどごあいさつ申し上げました砂田副市長でございます。

続きまして、所属局ごとにご紹介を申し上げます。まず、曾禰総務局長でございます。

総務局人事部、礎人事部長でございます。

総合企画局都市経営部企画調整課の三橋主幹でございます。

財政局財政部の村田財政部長でございます。

同じく、財政課の唐仁原主幹でございます。

なお、市側のメンバーといたしまして、総合企画局の都市経営部長、平岡がおりますけれども、本日は所用のため、欠席をさせていただいております。

私が行財政改革室長の木村でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それから、事務局でございますが、進行をしております木下主幹でございます。

同じく、石井主幹でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

木下行財政改革室主幹

ありがとうございました。それではここで委員の皆様から、これまでの略歴などを、お一人、1分ぐらいで自己紹介をお願いしたいと思います。

井上委員からお願いできればと思いますが、よろしいですか。

井上委員

1分ということでお時間を頂戴いたしました。川崎市の女性団体の会長を引き受けまして、2年1期ですので、今2期目3年目に入っております。3年のこちらの委員ですが、あと1年で交代したいと思っておりますので、代理が出てくるんじゃないかと思っております。そのときはまたよろしくお願いたします。

今まで行財政改革委員に1期お世話になっておりまして、大していい意見も言えなかったのですけれども、もう少し勉強したいと思ひまして、引き受けさせていただきました。よろしくお願いたします。

加藤委員

加藤です。よろしくお願いたします。宮前区に在住をしております、私も実は2年間、行財政改革委員会に参画をしたのですけれども、まだまだ自分自身意見が言えなかったということで、もう一度応募しまして、今回、市民部会の方に選出をしていただきました。今後ともよろしくお願いたします。

後藤委員

平成6年から多摩区に住んでおります。市の広報で公募の記事を見まして、どういうことやるのかなということで興味があったものですから、応募をさせていただきました。まだ、全く白紙の状態ですので、これから少なくとも3月ぐらいまで、少しイメージができるように勉強していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

徳田委員

徳田と申します。私は喉を悪くしておりまして、ちょっと聞えにくいかもしれませんので、マイクを使わせていただきます。

私は川崎に20年間ほど住んでおりまして、私の前職は国家公務員で、外国と日本を行ったり来たりしておりました。住所は川崎でございます。しかし、実際に住んでいるのは10年ぐらいだと思います。

これまで中央にいて、行政機関にいろいろ関心を持っておりましてから、地方公共団体については余り縁がなかったものですから、このたび、退職を機会に、少し地方公共団体について勉強させていただこうかと思って、この委員に応募させていただいたわけです。そういう感じでございますので、私もこれからいろいろ勉強をしなければいけないと思っております。

それから、私的なことですがけれども、国と地方の関係だけでなく、私自身、喉を悪くして、今、同じく声の出ない人に声の出し方を支援するというボランティア活動をしておりますので、障害者と社会との関係、特に地方公共団体、行政機関と障害者との関係などについても関心がございます。どうかよろしく願いいたします。

殿村委員

殿村です。私どもは本当は会長が出ることになっていたのですけれども、急に私の方に回ってきまして、勉強も余りしていないので、ちょっと変なこと言うかもしれませんが、どうぞよろしく申し上げます。

前田委員

私、5年前から川崎に住み始めまして、経歴はといたしますと、私は実は応募資格あるのかなと思っていましたけれども、東京都の職員を40年ばかりやっております、その間、

常に思っていましたのは、住民の立場に立って行政を行うという視点で仕事に携わってきたつもりでございます。そういう意味で、私も参加する資格があるのかなと思って応募いたしました。

応募理由は、保育料未納問題で阿部市長が先頭に立ってやっつけていってほしいという、そういう情報を知りまして、この市に私が持っているものを、微々たるものですが、提供しないではおかない、そういう気持ちで応募させていただきました。私自身も勉強のつもりで参加させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

山越委員

山越でございます。私は主に専門職に携わっている女性の団体で、フィラデルフィアにアメリカ連盟というのがございまして、そこが一応基本の場所になっております。日本では、私ども国際ソロプチミスト川崎に属してございまして、今年私、そこの会長を務めさせていただくことになりました。会員は37名いらっしゃいます。また、会議、よろしくお願い申し上げます。

木下行財政改革室主幹

ありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。

続きまして、当委員会の設置目的などにつきまして、事務局からご説明いたします。

石井行財政改革室主幹

それでは、ご説明させていただきます。本日、お手元に、市民部会の委員の皆様の名簿のほか、参考までに川崎市行財政改革委員会の名簿を添付してございます。

現在、本市には川崎市行財政改革委員会と行財政改革委員会市民部会、この2つの委員会が設置されております。これまで、川崎市行財政改革委員会1つで運営してございましたが、前委員会の委員任期満了に伴いまして、新たな委員会を立ち上げるにあたりまして、より身近な市民の立場の皆様からご意見をいただきまして、本市の行財政改革の取組に反映をしていくということで、このたび新たに市民部会というものを設置したものでございます。

それでは、資料1の川崎市行財政改革委員会設置要綱をご覧ください。ここでは要綱についてご説明させていただきます。

設置要綱は委員会及びこの市民部会共通のものとなっておりますが、第1条におきまして、「行財政改革」の着実な推進を図るため、改革について意見を聞くため、川崎市行財政改革委員会を置くとしております。これは委員会及び部会の目的となるところでございます。

次に、市民部会に関する規定でございますが、少し飛びまして第6条でございます。1項において部会の所掌する事項といたしまして、1つには「行財政改革に係る課題について意見を述べること」。2つには、「行財政改革に係る課題について調査活動を行うこと」としてしております。

行財政改革の取組の進捗状況等につきまして、適宜ご報告、ご説明をさせていただきます。また必要に応じまして、現地調査、視察なども取り入れまして、委員の皆様には市民代表のお立場として率直なご意見を頂戴したいと存じます。

先ほど市側出席者を紹介させていただきましたが、当部会には行財政改革を推進していくために中心となる総務局、総合企画局、財政局の幹部職員も出席しておりますので、市側といたしましては委員の皆様からいただいたご意見を踏まえまして、行財政改革の着実な推進を図ってまいるのでございます。

ページをおめくりいただきまして、次の2項でございますが、部会の構成について規定をしておりまして、このたびは8名の方々に委員就任をお願いいたしました。

2つ飛びまして、5項では、部会委員の任期について規定をしております。委員会委員と同様に3年の任期でお願いをいたすものでございます。

次の6項ですが、要綱の第4条、5条、7条の規定について、部会に読みかえて準用するものでございます。前のページに戻っていただきまして、第4条には部会長の設置について。それから、第5条には部会の招集について。また、次のページでございますが、第7条には部会への関係者の出席についての規定がございます。

戻りまして7項ですが、部会でいただく意見につきましては、年度末等に委員会に報告をしていただくということを考えております。

第8条以降につきましては、必要な事項について定めているものでございます。

委員会の設置目的等についての説明は以上でございます。

なお、委員会の進め方等につきましては、この後、議事でまた改めてお諮りをさせていただきます。

以上でございます。

木下行財政改革室主幹

何かご質問等がございますでしょうか。

後藤委員

この調査活動は具体的にはどういうものが想定されているのでしょうか。

石井行財政改革室主幹

後ほど、また改めて説明させていただきますので、そのときでよろしいですか。

後藤委員

はい。

木下行財政改革室主幹

そのほかに何かご質問等ございませんか。よろしいでしょうか。

(なし)

続きまして、議題2でございます。先ほどの要綱にもございましたとおり、部会の議事を総理していただく部会長を委員の皆様の互選により選出していただきたいと存じます。

特にご意見がなければ、事務局に案がございますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

石井行財政改革室主幹

事務局といたしましては、前回、平成17年度から本市の行財政改革委員会の委員をお願いをしておりました、加藤委員をお願いをしたいと存じます。

(拍手)

木下行財政改革室主幹

それでは、部会長を加藤委員をお願いしたいと思います。

恐れ入りますが、加藤委員、部会長席へお移りをお願いいたします。

それでは、部会長に就任のごあいさつをお願いしたいと思います。

加藤部会長

加藤です。改めましてよろしくお願ひいたします。過去2年間の経験いたしまして、皆さんと一緒に市民の視点で行財政改革に対して提言なり、それからここにあります調査活動をして、一歩でもこの改革が進むように推進をしていく役割をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

木下行財政改革室主幹

ありがとうございました。

それでは、委員会の議事に入りたいと存じます。議事進行は部会長にお願ひしたいと存じます。加藤部会長、よろしくお願ひいたします。

加藤部会長

それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。お手元の資料にございますけれども、今日は行政の方からまず報告を受けた上で、その後、今後の進め方について皆さんのご意見をいただきたいと思っております。

それでは、事務局から「これまでの行財政改革の取組について」、4番の「新・行財政改革プランの素案」についてご説明をお願ひいたします。その後、皆さんのご意見を伺いたいと思っております。

石井行財政改革室主幹

それでは、3のこれまでの行財政改革の取組についてご説明させていただきます。資料2の川崎市の行財政改革の取組についてをご覧いただきたいと存じます。

まず、これまでの本市における行財政改革の取組の流れ、それから新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」との関係等につきまして、簡単にご説明させていただきたいと思ひます。

まず、1枚目をご覧いただきたいと存じます。本市が現在取り組んでおります行財政改革は、上から2段目の枠にございます。「第1次行財政改革プラン」がいわば出発点になっております。この第1次改革プランは、平成14年7月、財政危機宣言というものをいたしまして、川崎市再生のために持続可能な財政基盤を確立するということが不可欠であるという認識のもとに、行財政改革を市政運営の最重要課題として位置づけまして、同年

9月に策定したものでございます。

この3年間の取組によりまして、財政的効果や職員削減など、目標を上回る効果、成果を挙げましたが、依然として本市を取り巻く行財政改革が厳しく、改革をその後も継続する必要があったことから、資料の3段目でございますが、平成17年3月に第2次の改革プランを策定いたしました。

また、これと前後いたしまして、本市は平成16年12月に今後10年間を見据えたまちづくりの基本方針といたしまして、「川崎市基本構想」を策定いたしました。この基本構想におきましては、「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市かわさき」をまちづくりの基本目標に掲げております。この目標を着実に実現していくため、平成17年3月に、「新総合計画 川崎再生フロンティアプラン」をまとめたものでございます。

このように本市は、「川崎市基本構想」のもとに、第2次改革プランと川崎再生フロンティアプランの実行計画に加え、もう一つ、「川崎市自治基本条例」を、「元気都市かわさき」づくりを進める3本柱として、全力で市政運営に取り組んでいるところでございます。

本年度は取組期間の最終年度を迎えるとともに、資料の一番下でございますように、次期の行財政改革プランと実行計画を策定しているところでございます。

続きまして、2枚目でございますが、「新総合計画 川崎再生フロンティアプラン」は、「川崎市基本構想」のもとに、その下左側でございます。重点戦略プランと実行計画から構成をされております。

実行計画は基本構想で示される7つの基本施策の体系に基づく今後3年間のすべての事業の取組内容、方向性を示しております。

重点戦略プランは、実行計画で示されております施策のうち、特に重点的、戦略的に取り組むことによって、大きな成果の達成や課題の解決を目指していくとともに、他の施策を牽引し、総合計画全体の着実な推進を先導していくような施策を取りまとめたものとなっております。

次に、改革プランでございますが、右側をご覧ください。第2次改革プランにおきましては、平成21年度予算までに減債基金からの借入れをせず、収支均衡を図り、安定的な財政基盤を構築することなどを改革の目標に掲げ、第1次プランに引き続き3年間で約1,000人の職員削減を目指すなど、改革に取り組んでいるところでございます。

この改革プランと新総合計画という2つの計画は、相互に連携・調整を図りながら策定

されております。

と申しますのは、改革プランにおきましては、財政フレームという、行財政改革による財政面での効果額、歳入歳出の見込み、財源対策、そういったものを踏まえた財政の健全化のモデルとなる収支計画をまとめております。これは左側の実行計画の計画事業費と整合した内容となっております、基本的にはプランに基づく改革の着実な推進が川崎再生フロンティアプランの施策展開を支え、実現性を確保するものとなっております。本市の行財政計画における大きな特徴となっているところでございます。

また、この2つの計画は、ともに計画の進捗や結果について意見を伺うため、委員会を設置しております。市民、議会、委員会に適宜進捗状況を報告し、意見を伺うことにより、その着実な進捗を図ることは大変重要でございますことから、新総合計画では「政策評価委員会」、改革プランでは「行財政改革委員会」、そして、この「市民部会」をそれぞれ設置しているところでございます。

また、これとともに、両計画とも、全庁的な庁内の推進体制といたしまして、改革プランでは「行財政改革推進本部」を、それから新総合計画では「総合計画策定推進本部」を市役所内部に設置しております。両者とも市長が本部長となり、全局長を本部員として計画の着実な推進に努めているところでございます。

本市の取組の概略については以上でございます。

次に、お手元に川崎市行財政改革プランと第2次川崎市行財政改革プランの冊子をご用意させていただきましたので、簡単にちょっとご紹介だけさせていただきます。

初めに、「川崎市の行財政改革プラン」という冊子をご覧ください。これが「第1次改革プラン」でございます。表紙をめくっていただきますと、「はじめに」とございます。

第2段落のところですか。「しかしながら」というところがございます。読ませていただきますが、「川崎市の財政状況はさらに逼迫しつつあります。今後の財政収支を見通したとき、これまでの財政運営をそのまま続けていくとすれば、平成17年度には一般会計決算が赤字となり、さらに翌年度以降には財政再建団体に転落する可能性に瀕している」と。

先ほども申しましたが、阿部市長就任の翌年度、平成14年度当時の財政状況は大変厳しい状況にありまして、このままでは民間企業の破産にあたります財政再建団体に転落する恐れというのがございました。

そして、次の段落でございますが、この原因といたしましては、「指定都市移行以来、

約30年間の制度疲労や少子高齢社会の到来といった構造的な要因に基づいていること」、さらにその下でございますが、「極めて近い将来、現行の市民負担で現行のサービス水準を維持することすら不可能であり、部分的改良を重ねた程度では、川崎市の再生はあり得ない状況」だと、そういったことから、こうした背景の中で、平成14年度から16年度の3年間を取組期間とする「行財政改革プラン」を策定したものでございます。

行財政改革プランの考え方としましては、一番下の段落でございますが、「行政を小さくして、民間活力を引き出すということと、受益者負担以外の市民負担の増加を回避する」ということを前提に、活力とうるおいのある市民都市を目指すという点。それから、市民が求める質の高いサービスを効率的かつ多様に享受できること。そういったことを目的といたしまして、1ページおめくりをいただきまして、その裏側でございますが、①といたしまして、行政体制を再整備し、民間の雇用を増やすこと。それから②としまして、公共公益施設・都市基盤整備のあり方を見直す。③といたしまして、市民サービスを再構築すると、そういった3つの柱を軸といたしまして、それまでの施策体系、サービス提供体制を例外なく見直すということでございます。

ページを2枚おめくりいただきまして、目次でございますが、第1章、第2章で、川崎市の財政及び市政運営の現況、それから課題について記載をしております。それから、第3章で改革の基本的な考え方、第4章から6章で、先ほどの3つの柱に沿った具体的な取組について記載をしておるものでございます。

申しわけございませんが、内容につきましては、後ほどご参照いただきたいと思います。と存じます。

続きまして、第2次改革プランでございます。先ほども申しましたが、第1次改革プランの3年間の取組によりまして、財政的効果、職員削減など、目標を上回る成果を挙げてまいりましたが、依然として本市を取り巻く行財政環境は厳しいということから、改革をその後も続ける必要があったと。そういったことから、平成17年度から平成19年度の3年間を取組期間とする第2次の改革プランを策定したものでございます。

ページをおめくりいただきまして、目次をご覧ください。2枚ほどおめくりいただきまして、第2次プランにおきまして、第1次プランの基本的な考え方を継承しまして、第1章、第2章で必要性、基本的な考え方、そういったものを述べまして、第3章から第5章では、第1次プランと同じく3つの柱を引き続き掲げまして、その柱に沿った改革を推進しております。

また第6章では、財政の健全化のモデルとなります、収支計画をまとめ財政フレームと

いうものを策定しております。今年度が2次プランの取組の最終年度となるわけでございます。

ここで財政フレームについて、若干ご説明させていただきます。

唐仁原財政課主幹

財政課の唐仁原でございます。それでは、今の第2次行財政改革プランの中ほどになりますけれども40ページをお開きいただきたいと思います。

財政フレームでございますけれども、先ほど石井からご説明がありましたように、第1次の行財政改革プランの中でも、財政運営の試算モデルとして財政フレームをお示ししてまいりました。

第1次改革プランを公表してからの本市の財政運営と申しますのは、この財政フレームに基づきまして、平成21年度の収支均衡を目指して、これまで計画的な財政運営を行ってきたところでございます。

この財政フレームは、右肩にございますように、一般財源ベース、つまり、市税収入等の本市の独自の裁量によって使い道が決められるような、そうした財源をベースに策定しております。歳入と歳出の見込み、それから、さらにさまざまな財源対策、職員数の削減等の行財政改革による効果額等を見込んで策定しております。

行財政改革による財政的な効果をどの程度見込んでいるかと申しますと、右のページ、41ページの表の下段、「行財政改革による対応」にございますように、具体的には平成19年度をご覧くださいますと、債権確保策の強化等による歳入の確保で20億円、それから、職員数の削減等によります人件費の見直しで45億円など、合計で145億円の改革の目標額となっております。このページに記載してございます財政的な効果額というのを、左の歳入フレーム、歳出フレーム、それぞれ中に織り込んで策定しております。

また、先ほど石井からご説明いたしましたように、行財政改革プランと総合計画の実行計画とは密接に連携を持った計画となっております。

申しわけございませんけれども、お手元のフロンティアプランの概要版、こちらの53ページをお願いいたします。ここでは総合計画と改革プランの財政フレームとの比較しております。

恐れ入りますけれども、その前の51ページをお開き願います。ここでは総合計画の7つの基本政策ごとに、各年度に計画している事業に要する経費を見込んでおりまして、一

番右端の列、ここが一般会計の一般財源の総額でございます。この列の一番下の緑の枠、2005年度、つまり平成17年度から平成19年度の一般財源の総額をあらわしております。平成17年度が3,368億4,000万円、平成18年度が3,603億5,600万円、平成19年度が3,788億2,400万円となっております。

申しわけありませんが、もう一度、53ページにお戻りいただきまして、今ご説明しました一般財源の額というのが、この下から2行目、実行計画事業費のD、この金額と一致しております。

先ほどご説明いたしましたけれども、行財政改革プランにおけます財政フレームの歳出と同額となっております。つまり、この実行計画に掲げております計画事業を進めるためには、先ほどの財政フレームで見込んでおります改革の目標額、これの達成というのが不可欠なものとなっております。

このように本市の実行計画と申しますのは、計画事業の確実な推進を確保するために、川崎市が実施するすべての事業の計画事業費を見込んだ計画となっております。これが本市の総合計画の大きな特徴の1つとなっております。

申しわけございませんけれども、もう一度、2次の改革プランの方にお戻りいただきまして、40ページをお願いいたします。第1次行財政改革プランの財政フレームにおきましては多大な収支不足、つまり、収入と支出の乖離が見込まれておりまして、行財政改革だけではその不足額の解消を行おうとしますと、これまでのサービスを大きく見直さなければならぬなど、市民サービスに多大な影響を与えますので、その影響を極力小さなものとするために、行財政改革を行っても、なお不足する額につきましては、緊急避難的に減債基金と申しまして、将来の市債償還のための基金、いわゆる貯金ですけれども、その減債基金からの借り入れにより、収支不足を解消することを財政フレームで見込んでおります。

第2次におきましても同様でございます。40ページの中ほど、減債基金、新規借入金Dという欄でございます。第1次行財政改革プランの15年度予算では、この財政フレームの中では、新規借入金を平成15年度に87億円を借り入れるという計画を始めまして、17年度に98億円、18年度、19年度にそれぞれ150億円、平成20年度に100億円というふうに見込んでおりまして、これまでほぼ財政フレームどおりの借り入れによりまして、予算上収支均衡を保ってきているというのが本市の財政状況でございます。

資料がいろいろ飛んで申しわけないのですけれども、資料3というホチキスどめの冊子

でございますけれども、資料3の職員の配置状況と財政フレームについてという一番最後のページをお開きいただきたいと思います。

本市の行財政改革は目標以上の成果となっております、ここに掲げてございます表は、先ほどご説明いたしました、財政フレームで見込んでおります行財政改革の目標と、その実績を比較したものでございます。

上段の従来手法の財源対策の項目では、一部の項目ではマイナスがございますけれども、下段の行財政改革の目標につきましては、平成19年度の改革目標額、左の方ですけれども、145億円に対しまして、予算では真ん中の列になりますが、39億円上回ります184億円の成果となったところでございます。こうした改革目標を上回る成果につきましては、健全な財政構造の構築のために活用するとともに、その一部を市民サービスへの還元といたしまして、平成18年度の小児医療費助成の対象年齢の拡大や、平成19年度におきましても、18年度の取組に加えまして、小中学校の普通教室の冷房化など、子ども施策を中心に行財政改革成果の還元に努めてきたところでございます。

しかしながら、現在、法人二税の見直し等が議論されておることなど、国の見直しの方向性がまだ不透明であること、それから、まだ依然として財政フレームどおりの減債基金からの借入れによりまして、収支均衡を図っていることなど、本市の財政は厳しい状況にあると言えると思います。

以上で財政フレームについての説明は終わりにさせていただきます。

石井行財政改革室主幹

今、1次、2次のご説明をいたしました。それに引き続きまして、お手元にお配りしてありますパンフレットをご覧くださいませでしょうか。これにつきまして、説明をさせていただきたいと思います。

これは先ほど説明をいたしました、平成14年の第1次改革プランの3年間、それから、第2次改革プラン、昨年までの2か年、合わせて5年間にわたります行財政改革の取組と成果についてまとめたものでございます。広く市民の方を対象にご報告させていただくことを目的に、できる限りわかりやすくなるように、グラフやイラストを使用しまして、工夫をして作成したパンフレットでございます。

パンフレットの内容でございますが、まず、おめくりをいただきますと、見開きで3ページにわたります、改革の取組成果についてまとめてございます。

まずはページの中央の上段で、行財政改革における財政効果額について紹介をしております。先ほどご説明いたしました、財政フレームに基づきまして、行財政改革の目標額、そういったものを設定しておりますが、平成19年度の予算におきまして、1次、2次の5年間で445億円という目標額を59億円上回る、504億円の財政的効果を挙げることができた。ちょっと太字で、赤い点線で囲んであるところでございます。

これが全体の積み上げという形でございまして、具体的な取組の成果といたしまして、まず、左側の方からご覧いただきますと、3つの改革で人件費の削減でございます。1の職員の削減、2で職員給与の見直し、それから、人事制度の見直し、そういった取組により人件費の削減を進めてきたということでございます。

その下でございますが、厳しい事業選択と手法の転換により、投資的効果の効率化、そういうものにも取り組んでまいりました。

それから、真ん中のページの下でございますが、公平性、公益性の観点から、市税などの債権確保、補助・助成金の見直し、そういったものにも積極的に取り組んでまいったところでございます。

次に、右側のページの一番上でございますが、限られた財源を有効に活用し、真に必要な人に的確に届く福祉サービスを展開するとともに、公平・公正で効率的な福祉サービスを充実をするということで、見直し及び拡充といったものを行ってまいりました。

その下、真ん中ですが、4つの基本政策を柱に、これまで窓口サービス機能の中心であった区役所を地域の課題をみずから発見し、解決できる市民協働拠点を目指した区の行政改革にも取り組んできておるところでございます。

それから、一番下、公営企業、出資法人、そういったものの経営健全化に向けた取組も進めておるところでございます。

このページが取組内容、成果でございます。こうした取組による改革の成果については、右側のページを1枚折り込んでいただきますと、その後ろにございますが、先ほど申し上げましたように、改革の成果というものを市民サービスの向上に還元をしております。小児医療助成の拡充、小中学校の冷房化など、これも平成19年度予算において実施した事業でございます。

今後こうした改革の成果というものにつきましては、市民サービスの拡充に還元をしていくよう努めてまいりたいと思います。

パンフレットの説明につきましては以上でございます。

最後に恐れ入りますが、もう一度、資料3という、先ほどお手元に配りました3枚物の資料をご覧くださいませでしょうか。これまでの行財政改革の取組のうち、特に川崎市の職員の配置状況についてご説明させていただきます。

初めに、職員配置状況で(1)として、職員削減の状況でございますが、川崎市の職員数につきましては、平成14年9月に第1次改革プランを策定し、3年間で約1,000人の職員を削減するという目標を掲げておりました。以来、平成17年3月に策定した第2次改革プランにおきましても、さらに3年間で1,000人の職員削減を行うということにしております。

こうした取組におきまして、図1のように、平成14年4月現在で、1万6,143人であった川崎市の職員数は、平成19年4月までの5か年で、1,901人の削減を実施いたしまして、現在1万4,242人となっているところでございます。

その下、(2)の職名別職員数でございますが、図には平成19年4月1日現在の職名別の職員数の構成となっております。その下、図3は職名別定年退職者の予定者数を示しております。本市におきましても、今年度から平成21年度にかけて、いわゆる団塊の世代の退職者のピークを迎える時期ということになります。

1枚おめくりいただきまして、部門別の職員配置状況でございますが、ここでは図4で、平成18年4月現在の人口1,000人あたりの部門別の職員数を他の指定都市と比較しております。一般行政部門は2.5人とほぼ平均人数になっておりますが、民生部門は1.97人ということで、指定都市で1番目、それから、衛生部門におきましては1.74人で2番目と、依然として高い状況にあると。その結果、全体として、本市は多い方から5番目というふうになっておりまして、今後執行体制、それから、事務処理の効率化などに引き続き継続的に取り組む必要があるということが言えるのではないかとございまして。

取組状況、それから、成果、効果について説明は以上でございます。

加藤部会長

ありがとうございました。

続きまして、議題4の新・行財政改革プランの素案について、事務局からご説明をお願いいたします。

石井行財政改革室主幹

恐れ入ります。もうしばらくご説明させていただきたいと思います。第1次、第2次のプランの取組に続きまして、今年が最終年度ということをごさいます、先ほどもご説明いたしましたが、来年度から3か年、新たな行財政改革プランの策定に向けて、現在、作業を進めているところをごさいます。

本日、その素案についてご説明させていただきます。本日はお手元にお配りしてごさいます、A3版の資料4「プラン素案の概要」でご説明させていただきます。

新プランにおきましては、一番上、改革の基本目標として「元気都市かわさき」を実現する都市経営基盤の確立といったものを掲げてごさいます。具体的には目標を実現するため、改めてすべての事務事業について検証を行いまして、見直しが必要なものについては手を緩めず、引き続き見直しを実施してまいります。

また、事務事業の効率化、それから、財源・資源の捻出に資する、そういった取組を積極的に推進してまいります。

こうした取組によりまして、効率的、効果的、安定的な行財政運営、それから、社会経済状況に的確に対応した市民サービスの提供、それから、行財政改革効果の市民サービスへの還元の充実、そういったものを実現してまいります。

資料の左側、下側でごさいます、改革の取組にあたりまして、行財政運営の視点として2つ掲げてごさいます。まず1つ目が、「民間部門との適切な役割分担による公共サービスの提供」ということをごさいます。公共サービスの担い手として着実に成長を遂げております民間の多様な提供主体、部門につきまして、これまで本市が直接担ってきた領域でも、積極的に活用を図ってまいります。

そして、これにあたりましては、公と民との適切な役割分担によりまして、的確かつ安全な公共サービスの提供体制の構築を図るため、「新たな公共サービス提供手法を推進するガイドライン」、そういったものも策定してまいります。

次に2つ目の視点といたしまして、持続可能な財政基盤の構築でごさいます。持続可能な財政構造の構築に向けまして、歳入歳出におけるさまざまな取組を推進してまいります。

先ほどもご説明しましたが、今後、新たな財政フレームを策定するとともに、財政運営上の基準とする手法を設定し、財政状況を的確に把握するとともに、計画的な財政運営を推進してまいりたいと存じます。

次に、資料の右側でごさいます、こうした視点を踏まえた改革の取組でごさいます。

初めに、効率的・効果的な行政を実現するための施策・制度の再構築でございます。

まず1の市民生活を支えるさまざまな施策・制度の見直しでございますが、主にソフト的な施策の見直し、再構築を取りまとめております。本格的な少子高齢社会の到来、急激な社会状況の変化に対しまして、真に必要な公共サービスの充実といった課題に的確に対応するという一方で、すべての施策・制度の必要性、それから、実施主体等について改めて検証するとともに、限られた財源、資源を最大限活用した効果的な行政運営を可能とする制度基盤の構築を目指す。特に公と民の役割を明確にした福祉サービスの展開、それから、公設社会福祉施設の民営化などに取り組んでまいります。

取組項目としまして、施策・制度の再構築、補助助成金の見直し、受益と負担の適正化などに取り組んでまいります。

次に2の都市基盤・施策整備事業の効率的な執行と効果の発現でございますが、主にハード的な施策の取組について取りまとめておりますが、新・改革プランにおける事業選択の基本的な考え方としまして、改革の成果が、いつまでも川崎に住み続けたいと市民の方が思える環境の形成に結びつくとともに、投資することによって、長期にわたり広い範囲で相乗的に波及するような効果を発現できることとしまして、妥当性、緊急性等を厳しく精査しまして、民間活力の手法なども取り入れながら事業を推進してまいりたい。

取組項目として、既存計画の見直し、効率的な整備・運営手法の導入、長寿命化などに取り組んでまいります。

その下、多様な政策課題に対する行政体制の確立でございます。これは主には行政体制等の内部改革について取りまとめてございますが、初めに1の効率的、効果的な行政体制の確立でございますが、着実な施策の実現や推進のため、例えば、市民・こども局など、局の新設を含めた組織体制の再編整備機能強化を図ってまいります。

また、新プランにおきましても、3年間で約1,000人の職員削減を目標としまして、引き続き、簡素で効率的な執行体制を確立してまいります。

次に、2の効率的な行政経営基盤の確立でございます。効率的・効果的な行政体制を構築していく中で、行政経営を効果的に進めるため、人材育成、職員の意識改革、それから出資法人、公営企業等を含めた経営の健全化を進めてまいります。

その下、区行政改革の総合的な推進でございますが、一層の区行政改革を進めるため、区役所機能の強化、組織の再編整備を引き続き推進してまいります。

主な取組事項を、参考までにご紹介させていただきます。大変恐れ入りますが、お手元

に市政だよりの特別号をお配りしてございます。その最後のページの裏側、8ページでございます。こちらの下のところを取組事項をまとめてございます。左側が効率的・効果的な行政を実現するため、施策・制度の再構築ということでございまして、1とございます。これが施策・制度の見直し。

例えば、上から3番目、敬老祝品贈呈事業の見直し、その下、長寿夫妻記念品贈呈事業の見直し、それから、中ほどにいきまして、老人医療助成事業の見直し、それからその下、保育所の民営化による保育需要への対応、それから、ずっと下へいきまして、下から4番目でございますでしょうか。福祉措置による特別乗車証交付事業の見直し、こういったことに取り組んでまいります。

それから、右側にいきまして、都市基盤・施設整備事業の効率的な執行と効果の発現でございますが、主にハード系施策の見直しということになります。

その下、多様な政策課題に対応する行政体制の確立でございますが、組織体制の再編整備、執行体制、事務処理の効率化、主に行政内部の改革項目などに取り組んでまいるということでございます。

雑駁でございますが、素案の概要でございます。

なお、先ほども申し上げましたが、本年度第2次改革プランの取組が最終年度となっております。現在、新しいプランの策定を行っているところでございまして、この2つの実行計画と行革プランにつきましては、9月25日に素案として公表したものでございます。10月2日から11月7日までパブリックコメントの意見募集期間とするとともに、各区において市長のタウンミーティングというものを実施してまいりました。タウンミーティングでは、7区の会場で延べ2,763人のご参加をいただきまして、市民の皆様にご説明をするとともに、ご意見を伺ったところでございます。

本市の市民部会におきましては、これまでの取組、新プランの素案について、ご説明をさせていただきましたが、この後、委員の皆様率直なご意見をいただければというふうにご考えておるところでございます。

いただきましたご意見につきましては、パブリックコメント、タウンミーティングでいただきましたご意見とあわせまして、庁内で十分に検討、議論をさせていただきまして、来年公表予定でございます「新・行財政改革プラン」に反映すべきものは反映したい、そのように考えておるところでございます。

説明は以上でございます。

加藤部会長

ありがとうございました。今、事務局から議案の2つ、連続してご説明していただきました。

それでは、今、ご説明いただきましたこれまでの経緯と新しい素案につきまして、各委員から率直なご意見、もしくはご質問をいただこうと思っております。

ただ、初めてでございますし、膨大な資料を一気に説明を受けましたので、行財政改革に対するご意見とか何か感想があれば、順次ご発言をお願いしたいと思っております。時間の関係もございますので、お一人様2分ぐらいをめぐり、ご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、アイウエオ順で大変恐縮なのですが、皆さん慣れておられると思いますので、よろしくお願いいたします。

井上委員

難しいことはわかりませんが、1つだけ、今、チェックしたところがあったのですけれども、2番目の都市基盤というところの、ひし形のところ、いつまでも川崎に住み続けたい市と市民が思えるような環境の形成についてということなのですが、今日ここに来る間にも、川崎の町は物すごく汚いのですね。すごく汚いです、道路でも何でもごみがいっぱいあって。自分の住んでいるところは、自分の周り自分で掃きますからきれいなのですけれども、事前にちょっと読ませていただいたところで、各指定都市の比較がありましたよね。資料3のこれを見ましても、川崎はまだまだ優遇されていると思うのです。優遇と言ったらいけませんかしら。人数もとても多いし、ここで削れるところといたら、衛生面でもかなり他の都市よりも突出しておりますし、そういう面で人数が多くいるにもかかわらず、すべてのところに行き届いていないというのが、第一印象です。もちろん衛生面で、ごみの掃除とか何か、それだけのことに使っているわけではないのはわかりますけれども、もう少し、この市役所の前は一番のメインストリートですよね。ここへ来るだけでもそう思うということは、まだまだあちこちが汚いのではないかと。思って。

羽田に行く道路に「好きですかわさき」とか「きれいな川崎」という大きい看板があるのですね。その下にごみが物すごく多いのです。そういうのが目につくということは、よそから来た方、いろいろな大会でもって、川崎においでになる方が大勢いらっしゃるのに、羽

田から川崎に来るところの道路が汚い。他のところへ旅行に行っても、そんな汚いところ、本当にありません。川崎が一番汚いなと思うくらい、恥ずかしい感じがしましたので、削減するのはよろしいのですけれども、まずきれいにして、それから徐々にあちこち削減できるところは削減していくというふうに、ただ削減しても、手抜きされた削減では何もならないということを言いたかったのです。すみません。

加藤部会長

品質とコストをちゃんとバランスをとった対策をやってもらいたいということですね。わかりました。後藤さん、いかがですか。

後藤委員

意見じゃなくて、質問ですね。前の方にもあったのですが、民生と衛生が、他の政令指定都市に比べて多いということですが、具体的には民生と衛生というのはどういった部門を指すものでしょうか。

石井行財政改革室主幹

民生は、保育所の保育士が一番多い。それから、衛生につきましては、ごみの収集の関係の作業員が多いという感じです。

後藤委員

ということは、公立の保育園が、他の都市に比べて川崎は多いということなのですか。

石井行財政改革室主幹

市が直営でやっている保育園が多少多いと。

後藤委員

それからもう一つ、504億円の改革効果があったということで、たしか川崎市の一般財源は大体5,000億。この効果という場合、収入を多く増やす努力と、歳出を減らす努力とあるのですが、それぞれどのぐらいの割合で、この効果が出たものなのでしょうか。大ざっぱに言って。

唐仁原財政課主幹

1つ、まず504億円の成果は、収入を上げる部分と、歳出を繰り下げる部分でございます。ただし、これは、すべてを一般会計で、委員言われましたように、総額は5,000億ちょっとの規模でございまして、そこから500億を落としたということではなくて、本来であれば、具体的な例でいきますと、生活保護世帯数が大分増えておりまして、必要であれば国の基準では70ケースに1人、職員を配置しなければいけない。そういう決まりがあります。そうすると、今まで見直しをしなければ、そういった対象者であるとか、あとは規模なりの増によって人を配置しなければいけない。それから、事業費を膨らまさないでいかなければいけない。先ほどの職員を1,900人削減したと申しましたけれども、1,900人を落として、それで新たに必要な部分についてはまた別途措置をしたということで、事業についてもそうですけれども、見直しによって削減はするのですけれども、新しい行政需要にそのお金を使ったということにして、5,000億の中から500億すべて落としたとか、入りも含めてですけれども、やったということではないというのは一つご理解いただきたい。

後藤委員

歳入も当然ふえているか、減っているか、しているものだし、歳出も増減があると思うのですが、どういう兼ね合いというか、組み合わせで、この結果が出たのか。

唐仁原財政課主幹

まず、504億については、ちょっと今、金額ベースを持っていないのですけれども、例えば歳入面でいきますと、歳入の確保の面では債権確保策を強化するというので、今までの滞納の額を減らす、そこを取りに行くというのが1つ。

それから、もう一つは単価の見直しという部分もございました。申しわけないのですが、2次の改革プランの中の青い紙の次のページ、ここに財政的効果額について、ちょっとトータルは書いていないのですが、これは第1次のときの成果でございまして、一番下の真ん中の方で、行財政改革の目標という欄に、これは第1次の計画に対しての成果ですけれども、例えば、改革の目標額、財政フレームで、改革の目標300億と見ていたのだけれども、320億の成果でした。そのうち、人件費の見直しで109億円、扶助費の見直し

で17億円、投資的経費で43億、その他で112億、歳入の確保で39億と、こうしたことで、2次の方はちょっとまた別途足さないと出てこないのですけれども、1次では、ちなみにこういった成果でしたという表でございます。

後藤委員

削減効果はわかったのですが、最近、景気がいいので、例えば、法人市民税が上がったとか、住民税が上がったとか、そういう寄与分は余り考慮されていないのでしょうか。

唐仁原財政課主幹

行財政改革のところで掲げている歳入の確保とか歳出の減というのは、ちょっと言葉は悪いのですが、そういった自然増みたいなものはそれはそれで別として、何もしなければ、例えば今まで100億伸びただけけれども、それに対して、今度、債権を取りに行く。もしくは料金を見直すことによって、あと、例えば5億増やしましょうとか、そういった5億円の効果だけを見ているということです。

後藤委員

なるほど、わかりました。それからもう一つ、直接関係ないのですが、4月21日の朝日新聞に、川崎市が財政力指数で指定都市第1位であるということで載っていたのですが、この財政力指数というは何と何の比較なのですか。

唐仁原財政課主幹

1つは、ちょっと専門的になるのですが、基準財政需要額というものと基準財政収入額というものがございます。

後藤委員

何かどこかこの辺の項目で、これとこれだというわけにはいかないのですか。

唐仁原財政課主幹

ではなくて、1つは基準財政需要額で、先ほど言いましたように、財政力指数が1を超えると富裕団体と呼ばれまして、交付税が交付されないというふうになります。しかし、

これは国が仮定した事業費でございます、例えば、収入額はいいのですけれども、基準財政需要額、川崎市であれば、基準的な一般的な行政を行えば、これだけかかりますよというのを想定した基準財政需要額というのがございます。

後藤委員

何か根拠は決まっているわけですか。

唐仁原財政課主幹

いろいろございます。社会福祉であるとか、例えば港を持っていれば、1メートルあたりどれぐらい経費がかかるだろうと想定しまして、それは国がすべて決めてくるわけですが、あとは老人の数、老人が1人いれば、経費がどれぐらいかかるのだろうか。そういったものの経費をずっと積み重ねたものが基準財政需要額、これと収入とを比べて、多いか少ないかで判断します。

ただし、基準財政需要額というのは想定した事業費なのですね。先ほど申し上げたのですが、国が、例えば老人が1人いると1万円かかるのではないかという想定をして、その1万円にかかる経費として見ます。

しかし、川崎市の場合でいきますと、先ほどの見直しのところにありましたけれども、老人医療の助成という、市で単独でやっている事業もございますけれども、それは一切カウントしないのですね、やろうがやるまいが、1万円しかカウントされませんので、1を超えるから裕福だという判断にはならないということなのですね。ですので、1対1の関係にはならないのですけれども。

後藤委員

何かわかったような、わからないような、難しいというのはわかるのですが。

加藤部会長

今、後藤委員がおっしゃったとおり、私も前行財政改革委員の席で申しましたとき、なかなか言葉が伝わらないのですね。

後藤委員

背後にいろいろなあれがあるでしょうから。

加藤部会長

これが市民部会の役割で、ぜひ、どうしたら伝わるかという部分で、行政の方もご努力をいただきたいと思っています。

徳田委員、お願いいたします。

徳田委員

私、素人でございますから、わからない点を教えていただきたいのですけれども、例えば、川崎では、国と同じような会計検査院みたいなものはあるのでしょうか。

それと関連しますけれども、今度、収入役というのを会計室にするという計画ですね。これは役割があるのですが、何を目的にして、こういう変更をするのか。

それから、私も公務員をやっておりましたので、行政改革という、まず行政組織をいじることが頭に浮かぶわけですが、例えば、新・行政改革プランの素案の29ページに、平成19年度までの局編成、それから、20年からの局編成の図がありますけれども、局や本部の数を数えてみると、両方同じなのですね。ただ、組替えただけではないのか。實際上、何があるのか。

それから、3番目の質問ですけれども、最初のところで、財政の不足があるのを、減債基金から取り崩してきているというような話がありましたけれども、減債基金というのは、市債を償還するためのものですね。それを取り崩しちゃって大丈夫なのでしょうか。今の市債の規模と減債基金の規模、今後の糸口について、教えていただければと思います。

以上です。

加藤部会長

ありがとうございました。1番目が、会計検査院的なものについて。あと2番目が、こちら29ページの組織の枠組みが、ボックスの数が変わっていないけれども、どんなふうを考えているのかということと。減債基金を使っておられるのだけれども、将来の見込みは大丈夫ですかというご質問でございます。

石井行財政改革室主幹

会計検査院の役割、地方公共団体の場合は、監査委員会、監査事務局というのがございます。独立した組織となっております、1つは会計的な監査、執行に対しての監査、決算。予算に対する監査、それから、今、新たに行政監査ということで、行政事務執行の監査みたいな役割を担う組織がございます。さらには包括外部監査という形で、外部組織を使った監査制度というのがございまして、これが市長部局なり、市の組織を監査していくというような役割を担っております。

会計室の方でございますが、これはどちらかというと執行管理の方がメインとなるような位置づけでございます。それから、資産管理、基金管理みたいな部分も担っております。

唐仁原財政課主幹

減債基金のお話ですけれども、先ほど、減債基金からフレームどおりに、例えば18年度でいきますと、150億円の借り入れを予算上見込んで、予算を組みましたとご説明いたしました。

先ほど徳田委員の方から、基金の取り崩しというお話がありましたけれども、これは基金からの借り入れでございまして、例えば、減債基金というのは将来の市債、起債の償還のための貯金でございまして、当然、それは崩すというわけにはいきませんので、減債基金は、現在600億円ぐらいございます。それをどういうふうにして運用しているかと申しますと、直近の、例えば来年、再来年のいつ、償還がどれぐらいいくというのはわかっておりますので、それを債権、例えば、国債であるとか、他の地方公共団体の地方債であるとか、社債であるとか、銀行の預金等で運用しているわけですけれども、その運用先の1つとして、一般会計が借りているというような形でございます。取り崩しではございません。というのが1点と。

もう1つ、第1次のフレームのときから、15年度87億円の借り入れの計上から、毎年度ずっと借り入れを計上はしてきました。しかしながら、実際の借り入れは平成15年度に17億円借りまして、それをまだ借り続けております。それ以外に18年度決算、今、認定が終わりましたけれども、当初予算で150億円を計上し借り入れを予定しておりましたけれども、実際には借り入れをしないで済みました。税収が見込みよりも増えたこと等によりまして、借り入れは行っておりません。

今後の見込みにつきましては、実は行財政改革の一環で、一部必要なものを積まずにきていたものがございました。それを新しい財政の指標、実質公債比率という比率が新しく

できまして、そういったものを改善しなければいけないということがありまして、減債基金に着実に積んでいく計画をしておりますので、残高はふえていく見込みを立てております。

以上でございます。

石井行財政改革室主幹

それから、組織でございますが、川崎市の場合は、一番上に局というのがございまして、総務局、総合企画局、財政局等々ございまして、その下に部、課とあるわけなのですが、それぞれの施策、事業、そういったものを確実に推進していくために、それぞれ関係する局において業務を担っている、そういう体制になっているわけですが、大きな変更は平成9年度以来しておらないのですが、ここ数年来、いろいろな社会状況の変化、そういったものを受けまして、より市の課題、それから施策を着実に推進していくために、こういった市の組織の体系のあり方がいいのかというところで今回見直しをして、いろいろな組織体制の整備を行おうというものでございます。

先ほど、数という話が出ましたが、基本的には施策の内容、例えば、今、子育て・子育てというものが1つ大きな課題として、本市としても昨年、一昨年ぐらいから、組織をそれぞれつくって対応を図ってまいりましたけれども、これについてさらに一層強化する必要があるだろうということから、今回、市民・子ども局というものを立ち上げて、ある意味、誕生から成年に至るまで、そういった部分について一元的に管理をしていこうと。それにあたっては、特に地域、区役所が最前線として子育ての重要な位置づけ、市民との交わりがあるという中で、区役所を統括する市民局がございまして、そういったところの見直しを図りまして、今回、市民・子ども局という新しい局を設置しようとしております。

それから、労働問題につきましてもそうなのですが、例えば、市民局の中に勤労者の福祉の問題を扱う部分がありました。それから、消費者の消費者行政に関するような部署もございました。そういった業務につきましては、ある意味、経済局というのがございまして、経済局は、各企業とのネットワークみたいなものを構築して、雇用ニーズ等を把握している。そういったところで、一元的に一連のものとして施策を遂行する方がより確実ではないのかということで、新たに経済労働局をつくるというような形で、施策の着実な遂行をするために、こういった組織がふさわしいかという中で、今回、特に平成9年度以来となります大きな見直しを実施しようというものでございます。

たまたま、結果としては数が同じであったということでございますが、そういった見直しの上で、こういった組織をつくっております。

曾禰総務局長

ちょっと補足をさせていただきますと、徳田さんのご質問、会計検査院ということで、さっきご説明したように監査委員制度というのが地方自治法上、定まっています。川崎の場合は、他の指定都市と同じですけれど、監査委員を4人、市長が任命をしています。4人というのは議会から2人、残りの2名についてはいわゆる学識経験者等ということで、今、4人です。残りの2名のうち、1人は元市の職員ともう1人は弁護士の方です。

地方自治法の中で、監査委員の機能を強めなきゃいけないという流れがありまして、従来は全員非常勤だったのですけれども、そのうち1名、代表の方は常勤の職員があたるというのが1つです。

それともう一つは、先ほど申し上げた外部の制度。監査委員ということで独立はしているわけで、その下に監査事務局という市の職員がついていますけれども、それだけではどうしても市役所の中という見方もされがちですので、外部の厳しい目を見ていただくということで、外部監査委員制度というのがここ数年できてまいりまして、これは現在、川崎市の場合、公認会計士の方をお願いして、その方が各局のいろいろな仕事のやり方についてチェックをして、外部の目からかなり厳しいご指摘をいただいて、随分この行革の中でも直してきている部分がございます。

それ以外にも、今、住民が監査請求を起こすことができる制度がございまして、住民監査請求の中で、いわゆる監査委員に見てもらおうと、どうも仲間内が見ちゃうんじゃないかというご心配があったりする場合に、外部の人に監査してもらいたいという場合がありますので、そういう場合には、個別の外部監査という仕組みもあって、現在も一部やっておりますけれども、そのときに弁護士さんを委嘱したりしてやっている。

それから、収入役の廃止の件は、やはり地方自治法が改正をされて、今年の4月から原則収入役制度は廃止になりました。廃止になった収入役というのは、今まで市長、助役、収入役ということで、地方の場合、三役ということで、特別職の扱いでずっといたわけで、特に収入役の仕事の分野は、かなり助役さんと重なってくるような部分もありまして、その辺を見直したということで、今、いろいろ会計事務もシステム化されてきたので、いわゆる会計事務の適正な執行確保という観点からは、引き続き、そのための独立した権限を

持つ、先ほどおっしゃった会計管理者を置くということで制度は変わりました。ただ、その会計管理者は、我々と同じ一般職として置くという形で制度が切りかわって、収入役制度が廃止されたと。

川崎の場合、今、収入役がおりますけれども、今、任命されている収入役については、任期が切れるまでは置いておくことができるということでございますので、川崎市の収入役は3月まで任期がございますので、3月までは収入役は残って、来年4月からは廃止をして、一般職としての会計管理者を置くということです。

それから、局の数、先ほど申し上げたとおりなのですけれども、やはり今、行財政改革を一生懸命やっていて、市民の方にもご理解をいただかなければいけないというときに、例えば、子ども施策をきちっとやろうというのは、皆さんからもいろいろご理解いただいているところなのですけれども、そのために1つ局が増えると、また局長がいて、何課ができて、何課ができてと、そのための組織ができてしまう。そういうことはこういう時代状況の中で適当ではないという判断がございまして、できる限り現行の局の総枠の中で、少しメリハリをつけた再編成をして、市民・子ども局と一緒にになりましたけれども、いわゆる予算だとか、いわゆる庶務的なものは、どういう組織にも必ずつきものなのですけれども、そういうところは一本でできるようにするような工夫もして、局の総体は抑えたというふうなことでございます。

以上です。

殿村委員

私、タウンミーティングに行って、これをいただいたときに、一緒に行かれた方が、よかったね、川崎市も財政の効果があってと言われて、その後に市政だよりが送られてきて、これを改革をして、一番先に上がるのは職員の給料なのねと言われたのですけれども、それがちょっと。それは別にいいのですけれど。

これは退職人数、減ったのは書かれているのですけれども、実際には減ったのではなくて、新しく入っている職員もいるのですよね。これだと、みんなが辞めてしまって、私がちょっと頭悪いから、見た感じ、減るばかりで入ってきている人がいないような感じに受けたものですから、本当だったら、何人減って、何人新しい人が入ったというのを書いていただければいいなと思った。新しく入ってきたら、お給料安いですが、人件費は減りますよね。

それとここに、区役所にいろいろなことを行政は任すと書いてあるのですけれども、区長さんって1年で替わっていかれる方も多いのですよね。1年区長さんやってもらっても、何も区にやっていかないで、慣れたところに、また区長が替わりましたと言われて、せめて区長は3年、市長だって4年するのですから、区長も3年ぐらいは最低区にいてほしいなと思うのです。1年で替わられたら、顔も覚えないうちに替わってしまう場合があるのですよね。だから、それを考えてほしいなと思ったのと。

このところに、いろいろまちづくりについて書かれているのですけれども、これあまりにもきれいなことを書かれ過ぎているから、環境も随分私が来たころよりも変わっていますし、ごみも結構落ちていますし。緑があったところは、みんなマンションになってしまって、環境は全部壊れていっているような気がするのです。

以上です。

加藤部会長

1つは、市の職員の1人あたりの賃金の問題と。それから、あとおっしゃっているのは、これはメッセージの問題で、人員の問題で、新しく入所される方とやめられる方の表示はした方がいいのではないかということ。あと区長さんの問題。あと、いろいろ文字が並んでいるのですけれども、実態として、市民からの実感としては、余り町はきれいになっていませんよということをお話になったかと思います。何か補足があれば。

木村行財政改革室長

お答えできる範囲で。まず、職員の給与ですが、給与についても非常に細かい制度上の改正をやってきておりまして、なかなか表現しきれていないのですが、給与の抜本的な見直しを、第1次、第2次の行革の期間の中で、かなり手をつけてまいっています。公務員の場合、給与体系に階層があるのですね。我々事務職のような部門ですと1級から8級まであって、各級の中に給料月額が定められていて、それが一番根本的なベースになっているのですけれど、その額そのものを、よく昇給とかベースアップと言いますときには、その給料表を全体に少し高くすることをベースと言っているのですが、それを全体に下げるという、これまで余りやられていないようなことをやってきたり……。

殿村委員

市政だよりに詳しく載せすぎた。

木村行財政改革室長

そうかもしれないですね。なかなか細かい話なので、理解しにくいかもしれませんが。

殿村委員

わかった部分だけしか見ないじゃないですか。

木村行財政改革室長

その他、手当というのがまた別にあって、今の時代にあっていないような手当があるのではないかという見直しを全体としてやったとか、個々に言い出すと難しいというか、細かくなるので。

殿村委員

これをもらった後だったから、余計いけなかったのかもわかりません。

木村行財政改革室長

ただ、おっしゃるとおり、まだ給与水準高いのではないかというご指摘は、各方面から言われていますし、国でも見直したいということも言っていますし、これは今の状態で決まっていと思っているわけではなくて、今後も引き続き取り組んでいくつもりでございます。

それから、職員数は確かに増減ございます。大きく分けて、我々のような行政職と現業職というのがございまして、作業員の方々を中心とした、例えば、ごみの収集をする作業の方とかございますが、現業職については、第1次行革プランを定めたときから、採用をすべて凍結しております。1人も入っておりません。それから、行政職につきましては辞めるだけで、あと全部止めてしまったら、本来やるべき業務がやれなくなってしまう可能性もあるので、必要な人員は配置し、なるべく外部で、民間でお願いできるものは民間に移し、それから、止めてしまっているものは止めてということをやって、増減両方ございます。採用も、そういう意味では毎年してきておりますが、ここで申し上げている職員数は本当の総数でございますので、総数全体としては1,900ちょっとの数が現実に減っ

たと、データとして今言えることだということでございます。

それから、区長の異動については、人事異動の一つで行ってきておりますので、1年で替わられては、地元としてもやっと慣れてきたのにというようなお声が強いということもよく承知しておりますが、なるべくそれは配慮をすべきだと思うのですが、結果的に、人事異動でございますので、ほかの部署とのやりくりの中で、そういったことが現実には起こっているということは、ちょっと反省しなければいけないのかなというふうに思っています。

殿村委員

ここの区役所の機能強化と執行体制の確立と書かれているものですから。

加藤部会長

後で副市長からまとめてご意見をいただきたいと思います。

前田さん、いかがですか。

前田委員

私の考えというか、若干意見になるかもしれませんが、私は5年前に川崎に来まして、一番最初に驚いたのは、マンションに住んでいますが、ごみの分別がされていない。全部一緒に捨てても大丈夫ですよと言われて、びっくりしました。私の考えでは、川崎はお金持ちだから、それなりにごみ清掃工場あたりが全部分別したりするのかな、あるいは清掃工場がそういう能力がある工場なのかなと思っていたのですが、最近やっと分別されるようになりました。これは財政が大変なのだとよくわかるようになりましたけれども、そういう部分で、もっと市が自らの中で改革を見過ごしていないか、よく点検する必要があると思うのですね。

私、川崎というのはある程度税源が豊かなのかなと思っていたのですが、資料を見ると、ある意味では大変みたいです。さっき財政力指数の問題が出ていましたが、私の記憶では、国の報告書によりますと横浜市がワースト1になったと、大分中田市長が怒っていました。要するに日本の市では、指数算定上、市営地下鉄も全部入れてしまうと、確かに現在は健全な経営をしていない地下鉄事業を入れてしまえば、俄然悪くなるだろうという見方をしていました。

ですから、財政力指数というのは、おっしゃったように、きちんとした基準、定義を示さないと、住民にはよくわからないというのが多いと思うのですね。

それから、人員配置計画、私、説明を聞きながら見たら、今言った横浜が、たまたま欄が川崎と上下にあるので、よく見ると、川崎がワースト5に入っていて、横浜は非常に優秀なのです、人員配置計画では。だから、どの辺が大変なのかなということは、今、ご質問の中でいろいろ出ていましたけれど。

そういう意味で、私、今、武蔵小杉にでっかいビルがたくさん建っていますが、私はあれを見ながら、あそこに住民の方々がたくさん来て、行政需要がいっぱい出てくるけれども、あれの負担はどういうふうに考えてあるのかな。要するに、あそこに保育園が必要だったり、学校が必要だったりするのですけれども、企業がどれくらい負担しているのか、もっと広く言えば、それを転嫁により住民が少しでも負担しているのかなと考えます。快適な生活を享受するためには、市の財政負担だけではなく、ある程度、企業負担とか住民負担がどの程度が適正か考えなければならぬと思います。もっと言えば、JRを含めて通勤事情がどうなのかなという、そういう膨大な再開発計画をきちんと練って、ああいう立派な小杉になるのかなという気持ちを非常に強く持っています。それに川崎市がどういうふうに参画しているのかなという気持ちを強く持っています。

人員計画については、これを見ると、川崎は必ずしもよくないということで、また皆さん努力されると思うのですが、私の経験では、人事・企画等行政側の一部の人考えるのではなくて、まさに管理職を含めた職員全員で考えたら良いと思います。どういう機構でやれば自分の仕事や組織がうまく運営できるかと、一度ぶつけてみたらいいと思うのですよね。私たち現実に東京都でやられました。四苦八苦しながら、係長や職員と相談しながら、これぐらいであればできるなんて、いろいろ答えを出したのですが、考え方によってばらばらでした。職員の意識を改革するという意味で、適正規模がどうなのかというのを、自分の足元、仕事は自分たちが一番よく知っているわけですから、そういうのをいろいろぶつけてみて、その回答から、またいろいろ結論を引き出せたらいいのかなという気持ちを持ちました。

それから、行政改革は三位一体とよく言われていますけど、地方自治体とそれを監視する議会と、それを実際に享受住民たちも参画しなくちゃいけない。住民が一体となって行政改革というのはすばらしいものになると思うのですね。そういう意味では、PR、周知徹底がどういうふうにされているのかなと、非常に強く思っています。

私も埼玉県のある自治体に、こういう感じのメンバーで参画したことがあるのですが、その際に、市報が住民の何%に読まれているかというアンケートをとったら18%しか読まれていない。川崎はどの程度か存じませんが、ぜひ、こういう機会を通じて、先ほど、給与を載せたら非常に反応があったという話ですけれど、読まれるのが第一でございます。こういう行政改革を含めて、ぜひ大いにPRして、読まれる広報紙、こういうものに努力してもらいたいなという気持ちを非常に持っています。ですから、市と議会と住民が一体となって協働、国も共生と言い始めまして、まさに国民、住民も一体となって、これに取り組まなければいけないという意味で、周知徹底すると同時に、まさに意見を、ツーウェイ・コミュニケーションで、大いにこちらから発信すると同時に汲み上げることが非常に必要だと思うのです。

今、タウンミーティングとか、私もこの前、中原区の市民会議に行きましたが、住民自らが取り組むべき課題等、結構いろいろないい話が、斬新な意見が出ていましたので、そういう中身をぜひ住民のみんなに発信していただければ、住民の意識も変わってくるのかなというふうな思いを持っています。

以上です。

加藤部会長

副市長に後でまとめて、ご意見についてお考えを伺ってもよろしいですか。

では、山越委員、お願いします。

山越委員

先ほどもおっしゃられていましたけれども、やはり私たちも住みよい町にしたいと思うのですけれども、やはり住みよい町というのは、女性とか子供にとって安全な生活の場であり、まちづくりが第一だと思うのですね。働いている女性が多いのですけれども、少子化で、今いろいろ問題がございますけれども、働いている女性を支援するためにも、保育上の設備が大事だと思うのですよね。安心して働けるということは、そういうことだと思います。

先ほど、市民・子ども局というお話がございまして、本当にいい局ができたなと思っていました。いろいろ財政が困難で大変だと思うのですけれども、やはり大事なことは子供、老人を大切に、いろいろご老人の問題もたくさんあります。やはり子供と老人の介護の間

題を重点課題にさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

加藤部会長

ありがとうございました。

それでは、総括をして、副市長から何かコメントがございますれば、よろしくお願いいたします。

砂田副市長

事務局でお話ししたと重複しないように、一言だけコメントしたいと思います。

井上委員から、川崎は汚いという話が出ました。これについて、税金を使って掃除をするというのも大切なのですが、まず町を汚さないような仕組み、ですから、ポイ捨て禁止条例とか、路上喫煙禁止とか、そういう形で、汚さないようにするような仕組みもセットで考える必要があるのかなというふうに思っています。

それから、先を急いじゃいますが、後藤委員から歳入をふやす努力というような話が出ました。この部分については、役所の場合、税制とか、勝手にお金をつくることは非常に限界があるということがございまして、三位一体改革とか、いろいろな改革の中で、やはり増えている部分と減っている部分が確かに歳入ではございます。

ただ、最低やらなきゃならない部分というのは、前田委員が冒頭に応募した動機の中で保育料の話がされましたけれども、本来、とるべきお金はきちんととるというのがある意味では平等の一番の基本ですので、税もそうですし、この中では債権確保策ということで書いていると思っておりますが、本来、皆さんで負担していただくものをきちんといただくということで、例えば、税の収納率というのも、財政の方で相当がんばって、年々上がってきている。そういうようなことも努力はしなければならないというふうに思っています。

それと役所言葉がわかりにくいというのは、我々役所の中にいる人間にとっても、次から次に新しい言葉が出てきまして、先ほどの基準財政力指数とか、あれもまだまだほんの数年前に財務省内で考え、あるいは総務省で交付税との絡みで出てきた議論なのですが、なかなか理解するまで時間がかかるというようなこともございます。それを市民の方におかしていただくというのが、前田委員のおっしゃった、行革というのは市民もみんなと一緒にやってという意味では、そういう言葉のPRというのも非常に大事ななというふうに思っております。

それから、徳田委員から住民監査の問題が出ました。国の場合と自治体の場合は違う。総務局長からもお話ししましたとおり、国の場合は、国民監査というようなことはないわけなのですが、自治体の場合は住民監査という仕組みがありまして、監査委員の方へ住民監査請求が出て、住民訴訟という形で、市の責任も問われるというような形になっています。ですから、自治体にとっての監査というのは、非常に、いわゆる行政内部の監査以外に市民の住民監査という意味も含めて厳しい側面もあるし、機能もあると。

それからもう一つ、川崎の場合、それとちょっと違うのですが、よく似た形で、苦情処理という形で、川崎が日本で初めてだと思いますが、オンブズマン制度という形で、行政に対するいろいろな苦情処理の制度も川崎ではやっております。

それから、殿村委員から給料の話が出ました。この給料も計り方はいろいろで、ラスパレスだと川崎は割と高いです。100分の0.いくつというオーダーで、高い、低いがある。10月の下旬に財務省が発表した一般行政職の給料だと、指定市で川崎が確か一番安かったです。ですから計り方によって若干違うのですが、公務員の給料については基本的に国公準拠という形、仕組みですから、極端に川崎が高いとか安いとかというような形にはなっていないというのが実態です。公務員の給料の場合、民間と違って、市が勝手に給料を払うということではなくて、ある程度基準に沿ってやっていますから、給料全体としては、そんなに差はないということだろうと思います。

殿村委員

悪かったのですね、時期が。タウンミーティングの後だったから、余計悪かった。タイミングが悪かった。次の市政だよりに入っていたのですよね。

砂田副市長

それからもう一点、区長が1年ごとに替わるということがありまして、我々も地元の方から言われることはあります。なるべく若い区長さんを置いたり、いろいろ工夫するのですが、今まだ課長、部長に着任する年齢が割と高いということもあって、定年が60と決まっていると、人事の仕組み上、動けばその後が入るという形で、さっきの組織の数と絡みますが、ポストが空かないと次が入らないということになると、割と高齢化して区長になり、あるいは局長になるというケースが多いものですから、在任期間が短いということはありません。

ただ、これも行革と関連して、川崎の場合、宮前区で、民間の区長さんを登用するというをやっているとして、今、民間の宮前区長さんは区長になられて3年目です。役所の人間ではない全く違う方が区長をやっているらしいです。ですから、そういう形で、民間の方の知恵も借りてというようなことはやっているのですが、人事のサイクル上、非常に短くなるケースもあって、我々も地元に行って、よく怒られることがございます。ほかのところと違って、地元の場合は最低でも2年というのを念頭に置いて人事を考え始めるのですが、なかなかぴったりいかないというのが実情でございます。

それから、前田委員からは、ごみの問題、分別の問題と、それから行政、議会、住民、みんな一緒にやらないと意味がないというようなこと、あるいは職員の意識改革ということもちょっと触れられたと思うのですが、やはり行革をやっている、一番時間がかかるし、大切なのは職員の意識改革というところです。

川崎の場合は、例えば、先ほどの給料の話と絡んで、役所の給料は年功序列で、がんばってもがんばらなくても同じというのが従来型なのです。川崎の場合は、目標管理制度と人事評価制度というのをスタートさせまして、がんばった人間、がんばらない人間でボーナスに一定の差ができるような仕組みが、ようやくスタートし始めたということなので、その辺も今後効果が出てくると思います。

ただ、職員の意識改革は本気に取り組まなければいけないというふうに思っています。それがないと、なかなか形だけ変えても改革が進まない。住民の方が窓口に行って、相変わらず嫌な思いをするというようなことがあったら、何のための改革かということになるかと思えます。それも気をつけなければと思う。

それから、山越委員がおっしゃった女性、子供、さらに言うと障害をお持ちの方とか、高齢者の方とか、本当にハンディがある方が暮らしやすいという町が、健常者にとっても暮らしやすい町というのが一番基本だろうと思えますので、やはりその辺は念頭に置いてやらなきゃならないということで、総合計画の中ではその辺、結構触れています。

それから、保育園の問題についても、川崎は待機児童が多いという指摘もありまして、緊急5か年計画という形で、いろいろな保育施策を組み合わせ、待機児を何とか5年間の間に減らしていきたいということで、具体的な目標値を今つくって、がんばっていますので、何とかがんばれると思います。

それと職員数もセットなのです。直営で、市の公務員が保育園をやらなきゃならないというような仕組みで、ずっと川崎独自でやってきまして、その辺が民生部門の職員数の多

さにつながっています。この改革プランの素案の中にもありますとおり、やはり民営化をして、それによって保育時間を延ばしたり、役所だけがやっているときではできなかったような多様な保育ニーズに応えられるような仕組みをつくっていくということも、あわせてやっていきたいと思っています。

ちょっと落ちがあったかもわからないのですが、概略、私の方からは以上です。

加藤部会長

熱心なご意見、また質問をいただきましてありがとうございます。今後とも、今日膨大な資料がありましたけれども、こういう市民部会の中で始終意見を伝えながら、行財政改革につなげていこうと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、大分時間も押しておりますので、議題5の今後の進め方について、事務局からご説明をお願いします。

石井行財政改革室主幹

それでは、今後の進め方についてご説明させていただきます。

初めに、「資料5 今後の開催日程」というのをご覧ください。

先ほど設置要綱のところでも説明させていただきましたが、これまで設置してまいりました行財政改革委員会とは別に、より身近な市民の立場からご意見をいただきまして、本市行財政改革の取組に反映していくために、このたび新たに市民部会として設置したところでございます。

本日は、今年度の第1回の市民部会ということでございますが、事務局といたしましては、年度中にあと一回、第2回の市民部会を、年明け後の3月ごろに開催したいと考えております。

今年度の2回の市民部会につきましては、本日も説明を中心にさせていただきましたけれども、委員の皆様には、今後3年間の任期をお願いするにあたりまして、行革の取組、市政運営についてのご報告、ご説明を中心にさせていただきます。まずはご理解を深めていただくことを優先に考えているところでございます。

3月に予定してございます第2回の市民部会におきましても、新年度、平成20年度の市の予算案ですとか、新・改革プランの成案、そういったものについてご報告させていただきます。翌年度以降の本市の市政運営の方向性につきまして、委員の皆様のご意見を

伺う予定でございます。

翌、平成20年度以降の運営につきましては、要綱にもございますように、1つは、行財政改革の取組、適宜進捗状況等について、同様にご報告ご説明をさせていただきまして、それに対して、市民代表の立場から率直なご意見をいただきたいということでございます。

もう一つ要綱に調査活動ということでございますが、市民生活に身近な行革の課題というのはいくつかございます。市民部会の活動といたしまして、例えば、そういった身近な課題の中から、いくつかテーマの選定を行っていただきまして、必要に応じて現地調査なども取り入れまして、議論を深めていただきながら、選定したテーマにつきまして、それぞれ委員の皆様から忌憚のない意見をいただくと、そういったこともお願いできないかと考えているところでございます。

事務局といたしましては、この市民部会で市民代表としての委員の皆様から意見をいただきながら、本市行財政改革の取組の着実な推進を図っていきたいと考えるとともに、年度末でございますが、部会長に代表していただきまして、それまでの市民部会の活動内容ですとか、皆様の意見につきまして、行財政改革委員会で報告をしていただきまして、報告を受けた行財政改革委員会において、意見交換を行っていただく、そういうことも考えておるところでございます。

なお、来年度の運営につきましては、先ほども申し上げましたけれども、テーマの選定も含めまして、次回3月の第2回の市民部会において、改めて議論いただけたらというふうに考えております。もし、ご理解をいただけるようでしたら、テーマ等につきましても、次回事務局からも参考例をお示しさせていただければというふうに考えております。委員の皆様にもご検討いただければというふうに思います。

また、来年度の市民部会の開催回数等につきましては、進め方によるところもございませうけれども、おおむね年間5回前後を想定しているところでございます。

委員の皆様におかれましては、3年間という長い任期でございますので、本市の発展、行財政改革の推進のため、忌憚のないご意見を承りたいと考えている次第でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

加藤部会長

ありがとうございました。何かございますか。

徳田委員

ちょっと質問というか、要望なのですけれども、今後の予定としては、部会を大体開催する前に、学識経験者というか、そういう方々の行政改革委員会というのが開催されるようですね。そうであれば、そこにおける議論の概要とか、そういうようなものを、我々にも事前に教えていただけないかどうか、それが1点と。

それから、当日、膨大な資料をいただいて、説明していただいても、ぱらぱらめぐりながら、思いつきで発言が、私なんかはすることができないのですけれども、なるべく事前に資料を送っていただけないか、それをお願いしたいと思います。

加藤部会長

では、事務局の方で2点、行財政改革委員会の式次第、検討されている内容の開示の問題と、あとこの資料について、当日ではなくて、できたら事前という話もあったので、可能かどうか、一応ご検討いただけますか。

今、事務局からお話がありましたとおり、今日ご説明を受けただけでも、これだけご質問がありましたので、あと1回、2回やった上で、この市民部会としての進め方については、2回目ぐらいの後半にテーマを決める等々、やりながら進めていきたいと思っておりますので、一応今日のところは皆さんのご意見を伺ったところで、第1回の市民部会を、私としましてはまとめたいと思っておりますけれども、何か特に皆さんの方からご意見がなければ、この議題を終了いたしまして、事務局に議事進行を戻しますけれど、よろしくお願いたします。何かございますか。

井上委員

今、副市長のご説明で、ポイ捨て禁止条例ですか、そういうのを出しているのですが、それはどういうふうに取り締まっているのでしょうか。ただ、条例を出しただけで、皆さん言うこと聞くとは思えないのですよ、吸っている方。

砂田副市長

今、ポイ捨てと、たばこの歩行喫煙禁止セットで、市の職員も含めて、条例をスタートして、集中的に取り締まりをずっとやりまして、たばこのポイ捨ての場合は2,000円

の過料という制度があります。ただ、今のところはまだ適用はしておりません。というのは、捨てないでとか、たばこをやめてくださいと声をかけると、ほとんどの方はそこでやめてくれるので、そういう形でやりまして、例えば、たばこの路上喫煙は、今手元に数字を持っていませんが、大分川崎の駅周辺では減っていますね。

ただ、植え込みの中にドライバーが缶を投げるとか、あの辺は特に困ったものですけどね。

井上委員

厳しくしないと、そういう条例があっても、別に痛くもかゆくもないわけですよ、悪いことしている人は。吸っている人は、ただ吸っていても、何とも言われたいから、またやるという。

砂田副市長

こういうことを言うと怒られるかもしれないが、そういう方は、役所の金をかけて掃除をしても、じゃあやめてくれるかと、またすぐに捨てるということになると、まず捨てさせないというのが大事かなと思うのですよね。

井上委員

だから、厳しく罰則を設けてあるのだったら、それを取り締まらないと何にもならないのじゃないかなと思ったのですよね。ただ、あちこちに看板はありますよね。ここは禁止区域ですとか何とかという看板は見ますけれども、やっぱり捨てているわけですから、そういう方に少しお灸を据えないと、懲りないというか。

砂田副市長

そういう意見も伺っていますので。

井上委員

と思いました。

それともう一点、先ほどごみ収集の方は、今、採用を凍結しているということですが、もし、それが何年か続いた場合、定年になって、いきなりそういう人たちがいなくなって

しまったときのことを考えると、採用を少しずつでもしながら、今まで10人でしていたところは、2～3人抑えるとか、極端な数字ですけれども、そういうふうにしていないと、ある日突然、人がいなくなる、職員がいなくなるということは。

砂田副市長

今、ちょうど、ごみ収集とか、街路樹の剪定とか、いわゆる現業の人たちがやっているいろいろな仕事があるわけです。それを長い目を見て、将来、どの部分が市でやって、どの部分を民間に頼むかということも含めて整理していきまして、その上で、ほうっておいて年寄りの方ばかりになっても、ああいう力仕事というのは無理なので、そういう年齢構成、バランスというのは、今ちょうど議論し始めて、多分ここ1～2年の間に整理をして、どうあるべきか、採用の規模とか、あり方、再開するかどうかも含めて、議論することになると思います。今、ちょうどやり始めたところです。

井上委員

もう一点よろしいですか。指定管理者に、市民館のホールとか、街路樹の剪定とか、そういうことをお願いするにあたって、もちろんそういうところが給料を払うでしょうけれども、ホールの場合、私たちが借りて費用をお払いますよね、利用料金というのですか。それをお払いした場合、管理者の方に入るのですが、市の方に入るのですか。そういうのは、どういうあれになっているのでしょうか。

木村行財政改革室長

基本的に2つあります。制度的に、指定管理者にお任せをして、料金も指定管理者で決めてもらって、それで採算をとっていただくというやり方と、それから、条例で使用料は決めておいて、それはあくまで市の収入として入れて、指定管理者には必要な経費を渡すというやり方と、2通りございます。

井上委員

それで、歳入と歳出のバランスがうまくいっているのでしょうか。

木村行財政改革室長

基本的には、なるべく民間の方の裁量で採算ベースに乗せていただくというのを指したいと思っているのですが、必ずしもそういう業務ばかりでもございませんので、行政としては、指定管理をやろうとしている事業者の方々に少し競争をしていただいて、効率のいいやり方をさせていただくところをお願いするというのを考えています。

加藤部会長

事務局、よろしく申し上げます。

木下行財政改革室長

ありがとうございました。3年間という長い期間でございますが、本市行財政改革について、今後とも貴重なご意見を賜りたいと存じますので、どうかよろしく願いいたします。

最後に事務連絡ではございますが、先ほど、今後の開催日程のところでもお話ししましたが、次回の委員会を3月ごろに予定しております。年が明けましたら、お知らせしますので、よろしく願いいたします。

それでは、これで平成19年度第1回行財政改革委員会市民部会を終了させていただきます。長時間お疲れさまでございました。ありがとうございました。